

令和3年度 事業の見直し(事業再検証)(案)

修正対比表

番号	項目	パブリックコメント時 _____: 今回削除となった部分	修正案 _____: 今回追加となった部分	修正理由
1	【1ページ】 1 情報提供推進事業	<見直し内容> ・市の情報発信に関する業務について、SNSの活用などのトータルマネジメントを行うとともに、より効果的な情報発信を行っていくために、外部人材の活用を行います。(R4)	<見直し内容> ・広報誌だけではなくSNSの活用等市の広報戦略をトータルでマネジメントするため、外部人材を活用し「(仮称)広報アドバイザー」を設置します。また広報物のデザイン等は全庁的に統一感を持たせる必要があることから外部委託や外部人材との協働を検討します。(R4)	意見を踏まえ、市の情報発信に関する業務について、具体的になるように改めました。
2	【1ページ】 2 参画と協働のまちづくり推進事業	<見直し内容> ・市民協働事業提案制度については、市の課題解決のために行う当該事業を通して「協働」が生まれるような仕組みとするとともに、指標による評価を行えるよう改善します。(R5)	<見直し内容> ・市民協働事業提案制度については、補助金の見直しの中で公募型補助金の導入と併せて制度設計を行います。市民公益活動団体等からの協働提案については単に事業補助とするのではなく、課題解決についてプロセスに多くの市民が関与できる点を評価指標とする制度設計について検討します。(R5)	意見を踏まえ、指標による評価について明確になるように改めました。
3	【1ページ】 4 自治会支援事業	<見直し内容> ・自治会報償金については、自治会活動における負担軽減や加入促進などに関する新たな取組みを支援するため、事業補助金への切替えを検討します。(R5)	<見直し内容> ・自治会報償金については効果が明確となっていないことから、自治会の加入促進やICTによる負担軽減等、事業奨励補助金への転換も含め、見直しについて自治会の意見を聴きながら進めます。その際にコミュニティ活動とも密接に関連することから、地域分権推進事業と合わせて検討するとともに、市からの自治会への依頼事項についても精査します。(R5)	意見を踏まえ、見直しの進め方や方法について、具体的になるように改めました。
4	【1ページ】 5 市民活動センター事業	<見直し内容> ・市民活動センターとアステ市民プラザ、両施設の貸館業務について利用者のニーズや稼働率の実績・予測を踏まえ、集約や統廃合の可能性を検討します。(R5) ・施設運営を実施している指定管理者と施設の目的や成果指標を共有し、指定管理者の募集の段階からその役割を明確にしたうえで数値目標を設定し、これに基づくモニタリングを行います。(R4)	<見直し内容> ・貸館業務については、令和4年度に行う次期指定管理者の選定にあわせて、ニーズや稼働率を踏まえ近隣施設との集約・統廃合の可能性や新たな活用方法を検討します。(R5) ・施設運営を実施している指定管理者と施設の目的や成果指標を共有し、指定管理者の募集の段階からその役割を明確にしたうえで数値目標を設定し、これに基づくモニタリングを行います。(R4)	意見を踏まえ、新たな活用方法について追記しました。
5	【1ページ】 6 資産有効活用事業	<見直し内容> ・未利用財産の売却や貸付等による利活用を進めるため、公共施設等総合管理計画の改定時に、その判断基準となる方針を同計画へ盛り込みます。(R5)	<見直し内容> ・未利用財産の売却や貸付け等による利活用を進めるため、令和4年度に資産マネジメント部を設置します。令和5年度の公共施設等総合管理計画の改定と合わせて利活用の基本的な考え方を整理します。(R5)	意見を踏まえ、資産管理を強化するため資産マネジメント部の設置について追記しました。
6	【2ページ】 10 災害対策事業	<見直し内容> ・より効果的に避難情報の伝達を行うため、災害協定締結先との連携も含め、さらなる情報発信の多様化を進めるとともに、通信機器をお持ちでない人に対する情報発信方法を実施します。 また、他市町とは避難情報の発令基準が異なることから、必要に応じて情報発信の手段について他市町と協議を進めます。(R4)	<見直し内容> ・民間事業者との災害協定締結や地域での自主避難先を確保するとともに、SNSや民間メディアの活用等、災害情報等を分かりやすく説明する仕組みを検討します。通信機器をお持ちでない人も念頭に多様な情報発信手段を確保します。 また、他市町とは避難情報の発令基準が異なることから、必要に応じて情報発信の手段について他市町と協議を進めます。(R4)	意見を踏まえ、避難場所や情報発信について明確になるように改めました。
7	【3ページ】 15 行政センター運営事業	<見直し内容> ・国がマイナンバーカードを令和4年度末にほぼ国民に行き渡ることを目指していることから、各証明書の発行等についてはコンビニ交付に転換することとし、行政センターについては、令和4年度末までに統廃合を検討し、一定の周知期間を設けたうえで統廃合を実施します。(-)	<見直し内容> ・マイナンバーカードの普及に伴い行政センターが実施している証明書発行業務そのものの必要性が低下することが予想されます。コンビニでの交付状況やマイナンバーカードの普及状況、行政サービスのDX化の進展を踏まえ、行政センター機能については段階的に機能を縮小させていただきます。(-)	意見を踏まえ、マイナンバーカードの普及状況等を踏まえて見直すことについて、明確になるよう改めました。

番号	項目	パブリックコメント時 :今回削除となった部分	修正案 :今回追加となった部分	修正理由
8	【3ページ】 16 アステ市民プラザ運営事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アステギャラリーについて、ギャラリーかわにしと立地条件等が類似していることから、双方の運営形態を検討し、使用目的の差別化を図るよう見直しを行います。(R5) ・<u>アステ市民プラザと男女共同参画センター、両施設の貸館業務について利用者のニーズや稼働率等を踏まえ、集約や統廃合の可能性を検討します。(R5)</u> ・貸室利用の潜在的需要の掘り起こしのため、庁内各課を通じて市民利用のニーズ調査と各種団体へPRを実施し、利用率向上の取組みを行います。(R4) ・施設の運営について、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。(-) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アステギャラリーについて、ギャラリーかわにしと立地条件等が類似していることから、双方の運営形態を検討し、使用目的の差別化を図るよう見直しを行います。また現在6日間単位となっている使用期間の区分を見直し、時間単位でも使用を可能にします。用途については使用料見直しの中で柔軟に対応できるように検討します。(R5) ・貸館業務については、ニーズや稼働率を踏まえ近隣施設との集約・統合の可能性や新たな活用方法を検討します。(R5) ・貸室利用の潜在的需要の掘り起こしのため、庁内各課を通じて市民利用のニーズ調査と各種団体へPRを実施し、利用率向上の取組みを行います。(R4) ・施設の運営について、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。(-) 	意見を踏まえ、新たな活用方法の検討等について追記しました。
9	【3ページ】 18 男女共同参画センター運営事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アステ市民プラザと男女共同参画センター、両施設の貸館業務について利用者のニーズや稼働率等を踏まえ、集約や統廃合の可能性を検討します。(R5)</u> ・施設運営を実施している指定管理者と施設の目的や成果指標を共有し、指定管理者が実施する取組みについて、指標に基づくモニタリングの方法に見直しします。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務については、令和4年度に行う次期指定管理者の選定にあわせて、ニーズや稼働率を踏まえ近隣施設との集約・統合の可能性や新たな活用方法を検討します。(R5) ・施設運営を実施している指定管理者と施設の目的や成果指標を共有し、指定管理者が実施する取組みについて、指標に基づくモニタリングの方法に見直しします。(R4) 	意見を踏まえ、新たな活用方法の検討を追記しました。
10	【4ページ】 21 市民平和推進事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・折り鶴平和大使派遣事業について、派遣後の広報誌への体験記掲載だけではなく、<u>その後も活動ができるように見直しを行います。(R4)</u> 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・折り鶴平和大使派遣事業について、派遣後の広報誌への体験記掲載だけではなく、<u>継続的な活動やより多くの市民がかかわれる取組みを検討します。(R4)</u> 	意見を踏まえ、多くの市民がかかわれる取組みの検討を追記しました。
11	【5ページ】 25 中心市街地活性化推進事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のまちの賑わいを創出していくため、中心市街地活性化基本計画に基づく回遊性の向上などの方針や目標について効果検証を行います。(R4) ・イベントに対する補助金は廃止を含めて検討し、<u>団体による補助に頼らない自立的・持続的な運営に向けて支援します。(R4)</u> ・中心市街地活性化協議会への補助金について、令和4年度までに団体補助から事業補助へ見直しを行います。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のまちの賑わいを創出していくため、中心市街地活性化基本計画に基づく回遊性の向上などの方針や目標について効果検証を行います。(R4) ・イベントに対する補助金は廃止を含めて検討します。市民や各種団体による自立的・持続可能な運営になるよう関係団体と協議を行います。(R4) ・中心市街地活性化協議会への補助金について、令和4年度までに団体補助から事業補助へ見直しを行います。(R4) 	意見を踏まえ、イベントに対する補助金の見直しについて、市民や各種団体による運営をめざすように改めました。
12	【5ページ】 26 文化振興事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市がめざす芸術文化の振興の姿を市民と共有し、<u>分野とターゲットを絞って取組み内容を見直します。(R5)</u> ・各種団体への補助金については、団体補助から奨励補助に令和5年度までに見直しを行います。(R5) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市がめざす芸術文化振興については、次期総合計画策定の中で方針に関する議論を行います。その方針を市民と共有し、<u>分野とターゲットの絞り込みを行います。(R5)</u> ・各種団体への補助金については、団体補助から奨励補助に令和5年度までに見直しを行います。(R5) 	意見を踏まえ、市がめざす芸術文化振興の方針の検討について、具体的になるように改めました。
13	【5ページ】 27 文化・スポーツ振興財団支援事業	<p><見直し項目> 川西市文化・スポーツ振興財団との政策・事業の共有</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>川西市文化・スポーツ振興財団と市がめざす姿を共有し、モニタリングを通じて課題点や改善点を共有し次年度の取組みに反映します。(R4)</u> 	<p><見直し項目> 川西市文化・スポーツ振興財団との政策・事業の共有など</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市がめざす芸術文化・スポーツ振興について、市と文化・スポーツ振興財団でその方針を市民と共有したうえで、<u>補助金の総額、補助金の使途等について精査するとともに、その効果のモニタリングを行います。また組織のあり方について文化・スポーツ振興財団と協議を行います。(R4)</u> 	意見を踏まえ、補助金の見直し等について明確になるよう改めました。

番号	項目	パブリックコメント時 : 今回削除となった部分	修正案 : 今回追加となった部分	修正理由
14	【5ページ】 28 川西市展の実施	<見直し内容> ・川西市展について、実施の目的やターゲット、数値目標を明確にし、現状把握と分析を行い、より効果的な取組みとなるよう見直します。(R4)	<見直し内容> ・川西市展の実施目的や位置づけを再設定します。その結論に基づき川西市展のあり方も見直します。(R4)	意見を踏まえ、実施目的や位置づけの再設定を行うように改めました。
15	【5ページ】 29 ギャラリーかわにし運営事業	<見直し内容> ・アステギャラリーと立地条件等が類似していることから、双方の運営形態を検討し、使用目的の差別化を図るよう見直しを行います。(R5)	<見直し内容> ・アステギャラリーと立地条件等が類似していることから、双方の運営形態を検討し、使用目的の差別化を図るよう見直しを行います。また使用料見直しとあわせ、使いやすい施設となるよう検討します。(R5)	意見を踏まえ、使いやすい施設の検討を追加しました。
16	【6ページ】 32 国内交流事業	<見直し内容> ・姉妹都市や全国川西会議等との交流方法の見直しとともに、市民にとって有益な取組みとなるよう検討します。(-)	<見直し内容> ・姉妹都市や全国川西会議については、行政主導ではなく市民レベルでの交流が促進できるよう内容を見直します。(-)	意見を踏まえ、市民レベルでの交流をめざすように改めました。
17	【6ページ】 34 一庫ダム周遊マラソン大会開催支援事業	<見直し内容> ・一庫ダム周遊マラソン大会について、他のマラソン大会との重複による参加者数の減少や事業者の協力が難しい状況などから、大会支援については抜本的な見直しを行います。(R4)	<見直し内容> ・一庫ダム周遊マラソン大会について、他の地域のマラソン大会と日程が重複しており参加者数が減少傾向になっています。また参加者を会場に移送することが難しく事業費が増加傾向にあることから、令和5年度以降の大会のあり方、継続の是非については実行委員会との協議を行い令和4年度中に決定します。(R5)	意見を踏まえ、見直し時期や見直し方法について、改めました。
18	【7ページ】 43 ごみ減量・リサイクル奨励事業	<見直し内容> ・生ごみ処理機等購入助成事業については、 <u>ごみ排出量の減量効果を測る指標検証が難しいため廃止</u> します。(R4)	<見直し内容> ・生ごみ処理機等購入助成事業については、開始から約30年が経過し、当初の年300世帯から近年は30世帯と減少するなど、制度として一定の役割を終えたと判断し廃止します。(R4)	意見を踏まえ、廃止理由について明確になるよう改めました。
19	【8ページ】 46 社会福祉協議会支援事業	<見直し項目> 社会福祉協議会との効果検証の共有 <見直し内容> ・社会福祉協議会と市がめざす姿を共有し、 <u>そのための事業実施と数値目標の設定、効果検証を両者で行い、課題や問題点を改善していきます。</u> (R4)	<見直し項目> 社会福祉協議会との効果検証の共有など <見直し内容> ・市がめざす地域共生社会の姿について、市と社会福祉協議会でその方針を市民と共有したうえで、補助金の総額、補助金の使途等について精査するとともに、その効果のモニタリングを行います。また組織のあり方について社会福祉協議会と協議を行います。(R4)	意見を踏まえ、補助金の見直しについて明確になるよう改めました。
20	【8ページ】 48 戦争犠牲者支援事業	<見直し項目> 平和関連事業との整理及び遺族会への支援範囲の明確化 <見直し内容> ・ <u>当該事業の目的について、平和関連事業との関係性から再整理を行います。</u> (R4) ・遺族会への支援のあり方について、市が行う支援の範囲を明確にします。(R5)	<見直し項目> 平和関連事業との連携及び遺族会への支援範囲の明確化 <見直し内容> ・戦争犠牲者追悼式についてはオンラインでの配信等幅広く参加ができる方法を検討し継続実施します。また戦争遺族の体験を後世に伝えるため平和関連事業との連携を図ります。(R4) ・遺族会への支援について、市が行う支援の範囲や内容等を遺族会と協議します。(R5)	意見を踏まえ、多くの市民が参加できる方法の検討について、具体的になるよう改めました。
21	【8ページ】 50 老人福祉センター管理運営事業	<見直し内容> ・老人福祉センター及び老人憩いの家について、施設設立当初の高齢者を取り巻く環境から大きく変化しているため、 <u>時代に合った活用ができる施設への転用を検討</u> します。(R6) ・老人福祉センターの入浴事業については、入浴機能の必要性和施設の老朽化からみて令和4年度中に廃止します。(R4)	<見直し内容> ・老人福祉センター及び老人憩いの家について、施設設立当初の高齢者を取り巻く環境から大きく変化しているため、 <u>今後、機能廃止と施設のあり方や活用方法について検討</u> します。(R6) ・老人福祉センターの入浴事業については、入浴機能の必要性和施設の老朽化からみて令和4年度中に廃止します。(R4)	意見を踏まえ、施設のあり方等の検討について、具体的になるよう改めました。

番号	項目	パブリックコメント時 : 今回削除となった部分	修正案 : 今回追加となった部分	修正理由
22	【9ページ】 52 高齢者ふれあい事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい入浴事業については、老人福祉センターの入浴事業と合わせて令和4年度中に廃止します。(R4) ・高齢者用貸農園について、民間貸農園が充実していることから、次の募集は行わず廃止します。(R5) ・地域交流スペース運営について、関係者と見直しの調整を進めていきます。(R5) ・高齢者の生きがいづくりについては、総合的に検討します。(R5) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい入浴事業については、老人福祉センターの入浴事業と合わせて令和4年度中に廃止します。(R4) ・公衆浴場の支援については、国の施策や県の役割を踏まえ、支援のあり方を検討します。(R5) ・高齢者用貸農園について、民間貸農園が充実していることから、次の募集は行わず廃止します。(R5) ・地域交流スペース運営について、関係者と見直しの調整を進めていきます。(R5) ・高齢者の生きがいづくりについては、総合的に検討します。(R5) 	意見を踏まえ、公衆浴場に対する支援の検討を追記しました。
23	【9ページ】 53 老人クラブ支援事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの補助金のうち、市が単独で支援している部分については、目的や効果を含めた見直しを検討します。(R5) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの補助金のうち、市が単独で支援している補助金については、高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどにつながるよう団体運営補助から事業奨励補助への転換について協議を進めます。(R5) 	意見を踏まえ、見直しの方向性について具体的になるよう改めました。
24	【9ページ】 54 高齢者祝福事業	<p><見直し項目> 高齢者祝福事業の廃止</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンド婚、金婚夫婦祝福式典については、特定のライフスタイルにのみ行政が評価を行うことは、現在の社会情勢から適当でないことから、廃止します。(R4) ・高齢者祝福報償金について、現状をかんがみて報償金は廃止し、お祝いの方について見直します。(R4) 	<p><見直し項目> 高齢者祝福事業の見直し</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンド婚、金婚夫婦祝福式典については、特定のライフスタイルにのみ行政が評価を行うことは適当ではないことから、市主催行事としては廃止します。(R4) ・高齢者祝福報償金について、現状をかんがみて報償金は廃止し、お祝いの方について見直します。(R4) 	意見を踏まえ、「市主催事業としては」を追記しました。
25	【9ページ】 56 障害者総合支援事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者への指導監査について、事業者数が年々増加してきていることから、指導監査の業務委託なども含めて円滑な実施方法に見直します。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者への指導監査事業者数が年々増加していることから体制の強化について検討します。個人情報に関する業務や市の権限に基づく指導監査については引き続き市が実施します。専門的知識を要する場面について外部人材等の活用を検討します。(R4) 	意見を踏まえ、外部人材等の活用について明確になるよう改めました。
26	【9ページ】 57 障害児支援事業	<p><見直し項目> 障害福祉と教育委員会との連携強化</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児への支援について、障害福祉課と教育委員会とで、合同のケース会議を行うなど、連携して課題解決を議論する仕組みを構築します。(R4) 	<p><見直し項目> 障がい児への支援体制の強化</p> <p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児への切れ目ない支援を強化するため、令和4年度からこども未来部に事務移管を行います。(R4) 	意見を踏まえ、より支援体制を強化するよう改めました。
27	【10ページ】 59 健幸マイレージ等推進事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に多くのコストがかかっており、国の支援が無くなった際も持続可能な取組みとするため、令和5年度に向け事業内容を見直します。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIBの手法を用いた広域連携による健幸マイレージについては、持続可能なシステムとして構築ができなかったことから、令和5年度以降の新たな取組みについては持続可能な手法を令和4年度中に決定します。(R5) 	意見を踏まえ、見直し理由についてわかりやすく改めました。

番号	項目	パブリックコメント時 _____ : 今回削除となった部分	修正案 _____ : 今回追加となった部分	修正理由
28	【11ページ】 71 まちづくり支援事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地区計画策定に向けた地域での活動がなく、過去5年間アドバイザー派遣等の実績がなかったため、当該事業は都市計画管理事業に統合します。(R4) ・そのうえで、変化している地域課題の解決に向けて地区計画の見直しを進めるため、まちづくり協議会の立上げ等の支援策を検討します。(R5) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地区計画策定に向けた地域での活動がなく、過去5年間アドバイザー派遣等の実績がなかったことや、地域における課題の変化に対応するため、当該事業は都市計画管理事業に統合します。(R4) ・そのうえで、変化している地域課題の解決に向けた地区計画の見直しを進めるための、支援策を検討します。(R5) 	意見を踏まえ、「地域における課題の変化に対応するため」を追記しました。
29	【12ページ】 72 空港周辺地域整備事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市南部地域整備実施計画に掲げる取組みについて、個別の項目の課題抽出を行い、計画の着実な実施を進めるとともに、進捗状況の見える化に取り組みます。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市南部地域整備実施計画に掲げる取組みについて、個別の項目の課題抽出を行い、地域住民と対話しながら、計画の着実な実施を進めるとともに、進捗状況の見える化に取り組みます。(R4) 	意見を踏まえ、「地域住民と対話しながら」を追記しました。
30	【12ページ】 73 騒音環境対策事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音対策として<u>必要な取組みを改めて検討します。</u>(-) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、既存の空気調和機器更新工事制度の拡充等の働きかけを関係者と連携して取り組むとともに、騒音対策として必要な取組みを改めて検討します。(-) 	意見を踏まえ、騒音対策の取組みについて明確になるよう改めました。
31	【12ページ】 74 共同利用施設管理運営事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音対策区域外の共同利用施設について、騒音測定値が基準内であることなどから、地域住民と機能廃止に向けた協議を進めます。また、機能廃止は耐震基準を満たしていない施設から取り組みます。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音対策区域外の共同利用施設について、騒音測定値が基準内であることなどから、引き続き、庁内での連携をとりながら、地域住民と「機能廃止及び今後の施設のあり方」についての協議を丁寧に進めます。また、機能廃止は耐震基準を満たしていない施設から取り組みます。(R4) 	意見を踏まえ、「引き続き、庁内での連携をとりながら」を追記しました。
32	【12ページ】 78 交通遺児激励事業	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に定めた目的に沿った施策体系に見直すとともに効果的・効率的な事務執行のため、事業担当課や対象者などの見直しを検討します。(R6) ・教育委員会等との連携によって、より広く周知できるよう、取組みを進めます。(R4) 	<p><見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の定めた「交通遺児の健やかな育成と福祉の増進」を達成するため、対象者の見直しや支援内容を検討します。また、対象者に効果的に支援ができるよう、担当部署の見直しを含めて検討します。(R6) ・教育委員会等との連携によって、より広く周知できるよう、取組みを進めます。(R4) 	意見を踏まえ、制度の見直しについて具体的になるよう改めました。

番号	項目	パブリックコメント時 _____ : 今回削除となった部分	修正案 _____ : 今回追加となった部分	修正理由
33	<p>【14ページ】 87 文化財保存啓発事業</p> <p>【14ページ】 88 文化財施設管理事業</p>	<p><見直し項目> 文化財啓発の効果検証の実施及び文化財のPR方法の改善</p> <p><見直し内容> ・文化財の啓発について、実施効果が測定できる指標設定について検討し、効果検証を実施します。(R4) ・文化財に興味があるが市内の文化財を知らない人達を取り込むために、市内だけではなく、市外もターゲットとして、近隣市町との連携の可能性を検討し、ホームページの充実、SNSなどを活用した新たなPR方法に取組みます。(R4) ・学校との連携を強化し、郷土の文化財や歴史への意識が高まるよう、学習への活用促進を図ります。(R4)</p>	<p><見直し項目> 文化財啓発の効果検証の実施及び文化財のPR方法の改善など</p> <p><見直し内容> ・文化財の啓発について、実施効果が測定できる指標設定について検討し、効果検証を実施します。(R4) ・文化財の保存から活用を実施するため、引き続き、現員の専門職の知見を活用するとともに、外部からの提案を求める等、民間活力の導入を検討します。(R5) ・文化財に興味があるが市内の文化財を知らない人達を取り込むために、市内だけではなく、市外もターゲットとして、近隣市町との連携の可能性を検討し、ホームページの充実、SNSなどを活用した新たなPR方法に取組みます。(R4) ・学校との連携を強化し、郷土の文化財や歴史への意識が高まるよう、学習への活用促進を図ります。(R4)</p>	<p>意見を踏まえ、専門職や民間活力導入について追記しました。</p>
34	<p>【14ページ】 90 公民館運営事業</p>	<p><見直し内容> ・市民の活動拠点は確保する必要があるが、より弾力的な運用が可能となるよう、<u>公民館としての必要性について、ゼロベースで検討し、機能転換、集約・統廃合の検討を行います。</u>(-)</p>	<p><見直し内容> ・市民の活動拠点としてより弾力的な運用が可能となるよう、公民館からの機能転換について、運営主体も含めて検討します。(-)</p>	<p>意見を踏まえ、集約・統廃合ではなく機能転換の検討であることと、運営主体の検討を行うことに改めました。</p>